平成２９年（フ）第１０２号
沖縄県うるま市石川伊波909番地１　シャレール石川202号室
債務者　松川　潤子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２２５号
栃木県那須郡那珂川町馬頭1646番地１、前住所栃木県真岡市小林763番地２　市営三ノ宮団地Ａ－33号
債務者　栗田ひとみこと　張　　英蘭
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７０４号
東京都大田区矢口２丁目14－６－306
債務者　五百井光彦
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９４号
神奈川県綾瀬市大上３丁目６番１号　サニーハイツ102
債務者　齋藤なぎさ
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０２号
横浜市神奈川区西大口53番地15
債務者　高橋　史純
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１３号
横浜市神奈川区大口通71番地５　メイゾンチュトワイエⅢ　203号
債務者　金澤　啓子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２３号
横浜市港南区日限山１丁目52番１－112号
債務者　正村さやか
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２４号
神奈川県鎌倉市玉縄２丁目18番地６　サニーパース105号
債務者　美馬　啓介
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３７号
横浜市中区扇町４丁目11番地７　ヒルズハウス502号室
債務者　日栄　広祐（旧姓秋庭）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１６３号
横浜市港北区日吉７丁目22番４号
債務者　大谷　　淳
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１号
栃木県真岡市熊倉町4786番地１　うえきコーポＥ棟102号
債務者　村田　正明（旧姓浜名）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９２号
栃木県真岡市熊倉町4786番地１　うえきコーポＥ棟102号
債務者　村田　仁美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８４号
愛知県豊橋市馬見塚町269番地
債務者　藤原　裕之
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４６号
長崎県佐世保市踊石町734番地12、前住所長崎県佐世保市田原町５番13号　りんどうアパート102号
債務者　堂園　裕樹
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷760番地　鹿山団地Ｅ－203、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2207番地42
債務者　久保　達也
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係